

公共施設等 LED 照明リースに係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

高岡市（以下「本市」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的として、市内の公共施設において照明設備の LED 化等の省エネルギー化を推進する。本事業の推進にあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用し、LED 照明を賃貸借方式により導入するものとし、調査・計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、最適な事業者を選定するために本実施要領を定める。

2 概要

（１）事業名 公共施設等 LED 照明リース

（２）内容

① LED 照明設備の導入に関する調査、設計、施工、施工管理及び関連業務

② LED リース期間中における照明設備の維持管理業務

※その他別紙仕様書のとおり

（３）契約方式

LED 照明設備：賃貸借契約（10 年間）

（４）対象施設 別紙対象施設一覧（170 施設）

（５）事業期間

① LED 照明機器への改修等 令和 9 年 3 月 31 日まで

② 賃貸借期間 導入施設毎に導入の確認の翌月から 10 年間（120 か月）

（６）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

公共施設等 LED 照明リースに係る仕様書 2. 仕様（４）契約・金額についての③のとおり

※本事業は、本市の補正予算等の成立動向により、一部または全部を実施しない場合、または追加する場合がある。また、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整したうえで決定する。

3 参加資格

参加者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

（１）高岡市入札参加者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（３）高岡市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

（４）本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（②にお

いて「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く)

③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) コンソーシアムで調査設計業務に携わる構成員は本事業に必要な器具等を事業期間内に準備できること。

(6) コンソーシアムにおいて調査設計業務に携わる構成員は本募集と同様の公共施設一括LED化事業において10以上の地方公共団体で実績を有していること。合わせて、1地方公共団体で100以上の施設のLED化実績を有していること。

(7) 応募リース会社は参加意向申出書提出日から起算して過去10年以上リース業をおこなっていること。

(8) コンソーシアムにおいて調査設計業務に携わる構成員はLED事業実績を累積で1,000件以上有していること。

(9) 当該事業におけるLED化工事については地元電気工事会社を主とすること。また、アスベスト工事資格者持つ工事業者を手配できること。

(10) コンソーシアムの構成員は参加意向申出書提出日から起算して過去10年間にLED化事業で労災事故を起こしていないこと。

(11) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有

する者ではないこと。

- (13) 国税及び地方税について滞納がないこと。(特別な理由により延納、徴収猶予等の承認がされている場合を除く。)

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じ変更する場合がある。

実施内容	期 日
プロポーザル実施要領等の公表	令和 7 年 11 月 10 日 (月)
参加意向申出書提出期限	令和 7 年 11 月 19 日 (水) 17 時必着
質問の受付期限	令和 7 年 11 月 19 日 (水) 17 時必着
質問に対する回答	令和 7 年 11 月 26 日 (水)
参加資格確認結果通知	令和 7 年 11 月 27 日 (木)
提案書提出期限	令和 7 年 12 月 10 日 (水) 17 時必着
プレゼンテーション	令和 7 年 12 月 22 日 (月)
選考結果通知・公表	審査後、速やかに
契約締結	令和 7 年 12 月下旬予定

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

参加意向申出書等 (以下各 1 部ずつ)

ア プロポーザル参加意向申出書【様式 1】

イ 参加資格要件確認誓約書【様式 2】

ウ 会社概要書【様式 3】

エ 同種同業務実績調書【様式 4】

(2) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、提出期限まで必着のこと)

(3) 提出期限 令和 7 年 11 月 19 日 (水) 17 時必着

(4) 提出先 高岡市生活環境文化部環境政策課

6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式 5】質問書により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式 5】質問書により電子メール又は FAX で提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。また、電子メールの件名は「公共施設等 LED 照明リースに係る質問」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和 7 年 11 月 19 日（水）17 時まで（必着）

（3）質問書の回答

令和 7 年 11 月 26 日（水）15 時以降に高岡市公式ホームページに回答を記載し公表する。

（4）その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

（1）通知日 令和 7 年 11 月 27 日（木）に通知する。

（2）通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

8 企画提案書の提出

（1）企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、次により、提出期限までに企画提案書【A4 任意様式】に、事業実施工程表（任意様式）を添付して期限までに提出すること。

① 企画提案書等の提出期限 令和 7 年 12 月 10 日（水）17 時必着

② 提出方法 9 部（正本 1 部・副本 8 部）を持参又は郵送

（2）提出先 高岡市生活環境文化部環境政策課

（3）留意事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 用紙の大きさは、A4 版又は A3 版（A3 版は A4 版折込）で綴じたものとする。
- ④ 現場確認等は行わず、図面データ等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。
- ⑤ 見積額は図面から算定すること。図面は参加申込者にデータで開示する。図面中にある非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点では LED 化の対象外とする。ただし、優先交渉権者選定後の現場確認により、LED 化を実施する場合がある。
- ⑥ 各施設の図面が古い場合には既存器具のデータを参考に積算すること。
- ⑦ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、次の 4 点を基本に積算すること。
 - ア．北陸電力業務用電力、従量電灯にて積算
※最新の単価等が示されている場合は、その旨記載すること。
 - イ．再生エネルギー促進賦課金を加算
 - ウ．燃料費調整額を含めずに積算
 - エ．北陸電力発電 CO2 排出係数（2023 年度実績を使用）
※建設当時の図面等から数量を算出するので、数量や設置してある器具については、現地調査をした後に変更となる場合がある。

※大幅に数量が変更になった場合は協議により対応を決定する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和7年12月22日(月)

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

40分以内(提案内容の説明20分、質疑応答20分)

(3) 出席者

5名以内(出席者は最小限とする)

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、本市が企画提案書を受理した順番とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター(HDMI ケーブル)のみ本市が準備する。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

企画提案書、見積金額、省エネルギー効果、財政貢献効果、地元経済効果、過去の実績などをプレゼンテーション及びヒアリングにより別紙「公共施設等LED照明リース提案書評価基準」に基づき、審査委員が総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、同様の自治体LED化実績数の多い提案者を優先交渉権者として選定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、優先交渉権者の決定は行わない。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び全提案者の評価点数を高岡市公式ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

(3) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合

ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

エ その他独占禁止法に抵触するなど選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

11 契約手続きについて

本業務の優先交渉権者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整つ

た場合、契約を締結するものとする。

- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛込み作成する場合がある。
- (3) 提案資料及び提案内容については大きな条件変更がない限り、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 優先交渉権者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

12 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む）は、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし正当な事由による辞退と認められない場合にはその後の本市入札応募を受け付けない場合がある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
 - ⑥ 価格提案書の金額が、上限額を超過した場合
 - ⑦ 価格提案書の金額が、社会常識に照らして上限額より著しく低かった場合
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) LED 化対象公共施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 既設設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において優先交渉権者は地元事業者の活用を行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、

中止をする場合がある。この場合は参加者に対して本市は責任を負わないものとする。

13 提出・問い合わせ先

〒933-8601 富山県高岡市長慶寺 640

高岡市生活環境文化部環境政策課

TEL : 0766-22-3212、22-3213

FAX : 0766-22-2341

E-mail : kankyo@city.takaoka.lg.jp